

平成28年(モ)第12号 保全異議申立事件

債権者 辻義則 外28名

債務者 関西電力株式会社

準備書面17

(債務者の主張書面(14)に対する反論 第3)

平成28年6月10日

大津地方裁判所民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士 井戸謙一

同 河合弘之

同 吉川実

同 崔信義

同 高橋陽一

同 石川賢治

同 向川さゆり

同 石田達也

同 稲田ますみ

外 23名

弁護士井戸謙一復代理人

菅 充 行

同 加 納 雄 二

同 田 島 義 久

同 定 岡 由 紀 子

同 藤 木 達 郎

同 関 根 良 平

同 甫 守 一 樹

同 杉 田 哲 明

【目次】

第1 債務者の津波調査は若狭湾津波の特性を考慮していない不十分なものである（全体につき，甲第181号証）	3
1 近畿地方北部地盤のブロック化	3
2 若狭湾の津波の特徴（局所性）	5
3 債務者主張の検討	6
第2 設備に関する安全性について	7
1 電源設備について	7
2 使用済燃料ピットの冷却装置について	13
第3 避難計画は不合理であり実効的でもない	16
1 原子力災害対策の枠組み	16
2 原子力災害対策指針（原災指針）の問題	16
3 「高浜地域の緊急時対応」（乙第207号証）	17
4 債権者らが住む自治体の反応	21

本準備書面においては、債務者の平成28年3月28日付主張書面（14）（以下「債務者（14）」という。）のうち、第4章（原決定の誤り—各論）中の「第2 津波に対する安全性について」に対して反論を補充するとともに（後述第1）、「第2 設備に関する安全性について」「1 電源設備」、同「2 使用済燃料ピットの冷却設備」及び「第4 原子力災害対策について」に対して反論するものである（後述第2及び第3）。

第1 債務者の津波調査は若狭湾津波の特性を考慮していない不十分なものである（全体につき、甲第181号証）

1 近畿地方北部地盤のブロック化

若狭湾で起こる地震は内陸直下型地震であるが、重要なことは、近畿地方北部の地盤（地殻）が、過去数十万年間の東西方向の圧縮応力によってブロック化しており、そのブロックの相対運動に伴って地震が起こるといふことである。

下図は、ブロックの生成を模式的に示したものである。ある地域が、単純に両側方向から圧縮力を受けた場合、2つの主断層が交差して共役断層（=同じ応力によって形成された隣接した断層）が形成される（図4 a）。図4 bは、主断層（1次断層）に加えて2次、3次の副断層が理想的に出現する状況を示したものである。もっとも、実際の地球上では、一組の共役な2方向の断層は、ただ交差するのではなく互いに切ったり切られたりしている。また、複数組の共役断層が組み合わせあって断層系をなし、（図4 c）、断層系に囲まれた地盤はブロック化する（図4 d）。

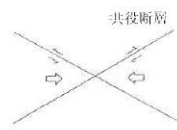


図 4a

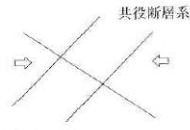


図 4c

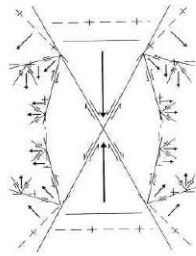


図 4b

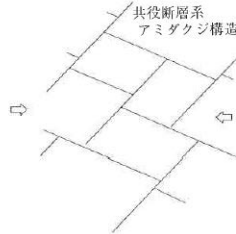
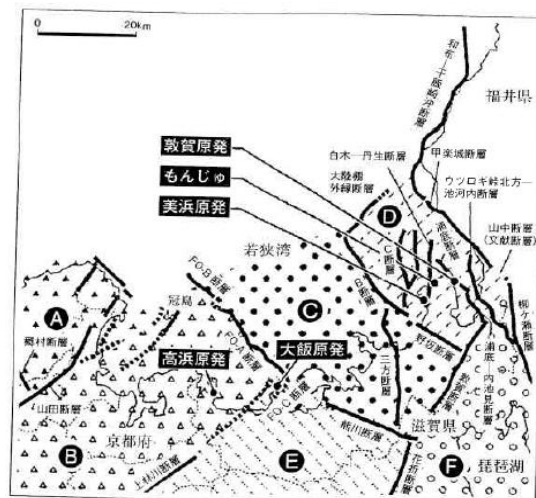


図 4d

ブロックの境をなす断層は、どれも同じ応力場で生まれたものであるから、そのいくつかが活断層であることが明らかである以上、すべて活断層であると見なす必要がある。若狭湾一帯の地盤ブロック（A～F）とブロック境目の活断層を図示したものが下図である。図中の点線は、ブロックの形状などから、想定されなければならない活断層である。たとえば、大飯原発が位置する半島の西側には、西南の上林川断層が延びてきているはずである。従来の地質図では、ここに断層が引かれていないが、観測機器を積んだ調査船が、海岸に近づけなかったからに過ぎない。

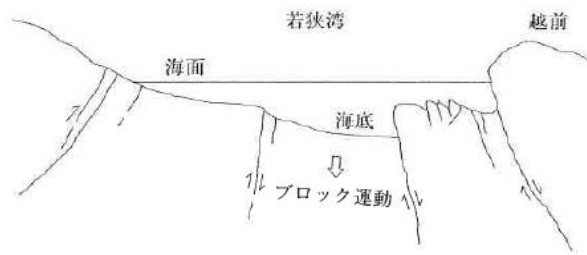


原子力規制委員会における若狭湾の活断層に関する議論は、若狭湾の地盤がブロック化しており、ブロックの運動によって地震が引き起こされるという点を踏まえずに行われてきたために、個別の断層の連動可能性についての的確な指摘がなされなかったり、原発群を襲いうる（科学的なつもり）想定に基本的な勘違いが生じたりしてきた。

たとえば、断層の連動についても、従来、縦方向に並ぶセグメントの連動だけが注意され、ブロックを囲む複数の辺の断層の連動が考慮されてこなかったが、1927（昭和2）年に2925人の死者を出した北丹後地震（マグニチュード7.3）の際に、互いに共役な（=同じ応力によって形成され隣接した位置関係にある）郷村断層と山田断層と一緒に活動したことは有名な事実である（甲第182号証）。郷村断層と山田断層は、上図の左端に見えるが、ブロックAの南東の辺と南西の辺を形成している。この2つの断層と一緒に活動したことは、ブロックAの活動が北丹後地震をもたらしたものであることを示すものである。したがって、北丹後地震は、ブロック活動が若狭湾における地震の原因となることの動かぬ証拠とすることができる。

2 若狭湾の津波の特徴（局所性）

このブロック活動は、若狭湾における津波想定や予測においても前提条件として押えておかなければならない。その上で若狭湾内での津波発生機構を見ると、他の地域での津波とは全く異なる特性があることが明らかとなる。すなわち、若狭湾においては、ブロック境界の垂直的な断層を境として、原発を乗せる地盤自身や、その直近の地盤が上か下に動き、これによって海水の運動がもたらされるのである（下図）。



このタイプの津波は、東北地方太平洋沖地震津波のような、プレート境界帯の、より低角度や水平的な地盤運動による津波の場合とは全く異なり、また、若狭湾外からやってくる津波とも異なる。しかも、若狭湾沿岸の地形はリアス式で複雑だから、水の動きは反射したり、屈折したり、重なったりして、場所によって非常に異なるものとなる。局所的に異常に高い波が襲来する場合もあり得る。

若狭湾沿岸の津波襲来の伝承を見ると、くるみ村伝承（甲第120号証）のように、一村だけが恐ろしい波に襲われて全滅したという話がいくつもある（甲第27号証）。そうした伝承がいくつもあることは、統計学的センスでみれば偶然で片付けられるものではない。若狭湾でおこる津波の特性を考えれば、被害の局所性はむしろ当然のことであって、こうした伝承は、若狭湾における津波の発生機構を裏付けるものと捉えるのが合理的である。

3 債務者主張の検討

上述したところを踏まえて債務者の主張を検討するに、債務者は、若狭湾沿岸において、いくつかの神社に対して聞き取り調査を実施したが津波の事実は認められなかったと主張するが（債務者主張書面（2）48頁など）、上述したような津波の局所性を考えれば、債務者の調査が津波の襲来ポイントからずれていた可能性は大いに考えられるし、そもそも債務者が若狭湾津波の局所性を考慮に入れて聞き取り調査を実施したのかどうか自体が疑わしい。そもそも、若狭湾津波の局所性を考えれば、現存している神社は津波によって消失しなかったから現存しているわけであるから、そ

こへの聞き取りで津波伝承が確認できなかったとしても、それは当然のことであるとすら言い得るのであって、何ら調査を尽くしたものと評価することはできない。また、債務者の行ったボーリング調査も、その調査は美浜発電所を中心とした狭い範囲に限られているが、若狭湾津波の局所性からすれば、債権者ら準備書面（14）の10頁で述べたように、より広い範囲で調査したのでなければ到底十分と言うことはできない。

結局、債務者の行った津波調査は、若狭湾地盤のブロック化を考慮に入れていない点において、最新の知見を取り入れたものと言えないがゆえにガイドライン違反であり、またそれがゆえに、不合理かつ不十分なものと言わざるを得ない。

第2 設備に関する安全性について

1 電源設備について

(1) 外部電源の耐震重要度分類について

ア 債務者の主張

原決定は、債務者が「外部電源についてはCクラスに分類し、事故時には非常用ディーゼル発電機等の非常用電源（Sクラスに分類）により本件各原発の電力供給を確保すること」としていることに対し、「経済的観点からのこの発想が福島第1原子力発電所事故を経験した後においても妥当するのか疑問なしとしない」とした。

これに対し、債務者は、経済的観点を理由とする考え方を採用していることを否定し、「原子力発電所の多様な設備について、その重要度に応じて、重要なものほどより厳格な基準を適用するということは、原子力発電所の基本設計において一般的に採用されている考え方による」とし、「より重要な対象により厳しい基準を適用し、より厳密にこれを確認することで、より高い安全性を確保できるという一般的な経験則が、重要度に応じた分類を行う際の根底にある科学的理念」で

あり、「事故時には、安全機能の確保に関して発電所外部の電源に依存せず、発電所内に信頼できる非常用電源を確保するとの設計思想の下、上記の考え方に従い、非常用ディーゼル発電機に、安全上重要な設備として高い耐震性を持たせているのであって、経済的観点からこのような取扱いを採用したものではない」などと主張し、原決定が原子力発電所の基本設計に関する一般的な考え方や本件発電所の設計思想を何ら踏まえないものであって誤りである、などと批判する（債務者（14）75頁「第4章の第3の1（3）」）。

イ 債務者の主張は外部電源が耐震Cクラスであることを正当化する理由にはならない

しかしながら、債務者の主張は、福島第一原子力発電所事故を経験した後においても外部電源の耐震重要度分類をCクラスのままにしておくことを正当化する理由とはいえない。

債務者の主張する原子力発電所の基本設計に関する考え方によれば、「重要度に応じて、重要な設備により厳格な基準を適用する」ということになるが、いうまでもなく外部電源は原子力発電所の安全性を確保するにあたって極めて重要な設備である。

福島第一原発事故において全交流電源喪失という事態を招いた原因は、外部電源と非常用電源の両方を喪失したことにあったが、外部電源を喪失した原因は、地震の揺れによる送電ケーブルの損傷、送電鉄塔の倒壊等により、外部電源を構成する設備が損壊したことにあった。言うまでもなく、非常用電源が喪失したとしても外部電源が維持されていれば全交流電源喪失という事態を招くことはなかった。

また、東日本大震災（平成23年3月11日）においては、福島第一原発だけではなく、福島第二原発も高さ9メートルの津波によって非常用電源をすべて喪失していたが、福島第二原発が爆発を避けるこ

とができたのは、奇跡的に外部電源が1回線だけ生き残っていたからであった（甲第166号証）。耐震Sクラスの非常用電源がすべてダウンしたのに、奇跡的に耐震Cクラスの外部電源が生き残っていたため、福島第二原発は最悪の事態を避けることができたのである。

このような経験からも明らかなように、事故時における電源確保においても、外部電源が極めて重要な設備であることはいうまでもない。仮に債務者の主張する考え方に従い、重要度に応じた分類をしても、外部電源は耐震重要度分類Sクラスに分類されなければならないことは自明である。債務者の主張は、外部電源を耐震重要度分類Cクラスのままにしておくことを何ら正当化するものではない。

(2) 非常用ディーゼル発電機の起動失敗例について

ア 債務者は、原決定が非常用ディーゼル発電機の起動失敗例は少ない（甲第80号証）としたことに対し、2事例は、本件発電所の非常用ディーゼル発電機と設計・構造が異なっているとし、残る1事例も債務者の非常用ディーゼル発電機で生じたものではない上、債務者においては、必要な対策を実施済みである、などと主張する（債務者（14）77頁「第4章の第3の1（5）」）。

イ しかしながら、起動失敗例（甲第80号証）の2事例における非常用ディーゼル発電機と本件発電所の非常用ディーゼル発電機とは設計・構造が異なるとしても、設計・構造が異なっていれば異なる原因で起動に失敗することがあり得るから、設計・構造が異なるからといって、安全性が高いということとはできない。

また、これまでに生じた起動失敗例の原因について対策を講じていたとしても、当然のことながら他の原因によって起動に失敗することも十分に考えられる。

重要なことは、非常用ディーゼル発電機も、様々な原因によって、

起動に失敗することがあり、しかも2台同時に起動不能になることがあることであって（甲第80号証）、非常用ディーゼル発電機を複数台備えたからといって、安全性が高まるということとはできない。

(3) 空冷式非常用発電装置の耐震性能について

ア また債務者は、原決定が「空冷式非常用発電装置の耐震性能を認めるに足りる資料はなく、また、電源車等の可動式電源については、地震動の影響を受けることが明らかである」としたことに對し、空冷式非常用発電装置については、基準地震動に対する耐震性を有することが求められており、電源車は地震により生じる敷地の斜面の滑り、液状化及び揺すり込み等による不等沈下などの影響を受けない位置に保管することとしている旨主張する（債務者（14）77頁「第4章第3の1（6）」）。

イ しかしながら、外部電源を喪失し、非常用ディーゼル発電機（耐震Sクラス）の起動に失敗した時に、空冷式非常用発電装置が耐震Sクラスであったとしても、必ず起動すると樂觀視することはできない。

ウ また、電源車は可搬式設備であり、可搬式設備に依存することの危険性については、債権者ら準備書面（6）の57頁以下で述べたとおりであって、可搬式設備による人的対応は、過酷事故発生後の緊急事態下では有効に機能しない。

ヨーロッパのEURの基準では、①設計基準事故の発生後72時間は、可搬式設備による人的対応の有効性を期待してはならない、②設計基準を超えた事故の発生後6時間は、可搬式設備による炉心損傷防止のための人的対応の有効性を期待してはならない、③設計基準を超えた事故の発生後12時間（目標は24時間）は、可搬式設備による格納容器保護のための人的対応の有効性を期待してはならない、④格納容器は、設計基準を超えた事故の発生後12時間（目標は24時間）は、人的対

応（格納容器ベントを含む）なしで耐久できること、⑤設計基準を超えた事故の発生後72時間は、所外からの支援を期待してはならない、としており、可搬式設備による人的対応の有効性を期待することを明確に禁止している。

しかるに、新規制基準における過酷事故対策は、上記国際基準が明確に禁止している可搬式設備による人的対応を基本としている点で、重大な欠陥がある。

可搬式設備による人的対応は、我が国で最も警戒すべき地震の場合に致命的な欠陥を露呈する。すなわち、地震は、兆候なく瞬時に広範囲に影響を及ぼし、それ自体の破壊力の他に、多くの併発事象と誘発事象を起こすものである（山崩れ、地滑り、道路や通路の損傷等）。

また、地震の影響は、建屋全体から電子基板のハンダ付けにまで及び、複数の機器を同時に損壊させ、状況把握を混乱させる。そして、地震の場合には、1基だけでなく、発電所内の全基に及ぶことになる。地震によって、併発事象の複合作用、誘発事象の二次、三次的な損傷が重複する。さらに、地震発生に際して、発電所の職員に怪我を負わせ、恐怖感を与え、家族の安否確認もできない精神的なストレスも与える。のみならず、所外からの支援も滞り、孤立無援に陥る可能性があり、飲食物の困窮、暖冷房の停止、医療支援の欠乏も起こりうる。以上のような要因により、巨大地震が発生した場合、可搬式設備による人的対応は全く期待できない。

よって、原決定が電源車等の可動式電源については、地震動の影響を受けることが明らかであると判示したことは正当であり、可搬式設備による人的対応を基本とした新規制基準における過酷事故対策には致命的な欠陥があるというべきである。

(4) 電源設備における問題の本質

ア 債務者の設計思想こそが誤りである

債務者は、原決定が原子力発電所の基本設計に関する一般的な考え方や本件発電所の設計思想を何ら踏まえないものであるなどと批判する。

しかしながら、債務者の設計思想こそが、相変わらず、原子力発電所設計の基本的な考え方である多重防護の思想とはかけ離れたものであり、原決定はその点を指摘しているというべきである。

すなわち、福井地裁決定が「多重防護とは堅固な第1陣が突破されたとしてもなお第2陣、第3陣が控えているという備えの在り方を指すとは解されるのであって、第1陣の備えが貧弱なため、いきなり背水の陣となるような備えの在り方は多重防護の意義からはずれる」（甲第79号証38頁）と判示したように、原発設計の基本的な考え方である「多重防護」の思想に立てば、原発の電源確保において第一次的な役割（すなわち第1陣）を担う外部電源についても「堅固な第1陣」にふさわしい耐震性をもたせるべきことは当然のことである。

ところが、債務者は、相変わらず、事故時における必要な電力の供給においては、外部電源ではなく非常用ディーゼル発電機が担うから外部電源についての耐震安全性は低くても構わないとする主張を繰り返しており、いわば第1陣が容易に突破されることを許容している。

このような設計思想が、原発設計の基本的な考え方である多重防護の思想を全く理解しないものであることは明らかである。

イ 債務者の考え方は経済的観点からの発想である

しかも、これまで主張しているように、外部電源を耐震需要度分類Sクラスに格上げし、相応する耐震性を備えさせることは、技術的・物理的に十分に可能である。

それにも拘わらず、外部電源の耐震重要度分類がSクラスに格上げ

されないのは、外部電源をSクラスにしてしまうと、膨大な数の送電鉄塔を基礎工事からやり直す必要が生じるなど、敷地内外の外部電源に関わる系統を大幅に見直す必要があり、莫大なコストがかかるからにほかならない。

債務者は、外部電源をSクラスに分類しないことは経済的観点とは無関係であるかの如く主張するが、かかる主張は詭弁にほかならない。新規制基準は、費用対効果の観点、すなわち経済的観点から外部電源を耐震重要度分類Sクラスに分類していないのである。

しかしながら、外部電源は、電源確保にとって極めて重要度の高い設備であることは明らかである。福島第一原発事故を経験した後においては、脆弱な外部電源を耐震Sクラスへ格上げし、多重防護における堅固な第1陣となるにふさわしい耐震性を備えさせるべきであること至極当然のことである。

電源設備の問題は、経済的理由から、外部電源を耐震Cクラスのまま放置していることにあり、原決定は、外部電源を喪失した際の備えが重厚で十分なものではないと述べることによって、外部電源を耐震Cクラスのまま放置していることの問題を逆説的に指摘しているのである。

2 使用済燃料ピットの冷却装置について

(1) 債務者の原決定に対する反論

原決定が、「新規制基準は防護対策を強化したものの、原子炉と異なり一段簡易な扱い（Bクラス）となっている」とした上で、「使用済み燃料ピットの冷却設備もまた基本設計の安全性に関わる重要な施設として安全性審査の対象となるものというべきである」（47頁）と判示したことに對して、債務者は、「使用済燃料は冠水状態を保つことにより健全性が担保されると

ころ、使用済燃料ピットの冷却設備及び使用済燃料ピット水の補給設備がこの役割を担っており、新規制基準における使用済燃料ピットの冷却設備の耐震重要分類がBクラスであるのは、使用済燃料ピット水の補給設備が耐震性の高いSクラスに分類されており、この補給設備で使用済燃料ピットの冷却が可能であるためである。したがって、新規制基準において使用済燃料ピットの冷却装置がBクラスであっても、使用済燃料ピット水の補給設備がSクラスである事実を踏まえると、使用済燃料ピットの冷却機能はSクラス相当と評価できるのである。」として、従来の主張を繰り返している。

- (2) 使用済み燃料ピットの損壊という事態も想定してその対策を取るべきである

しかしそもそも、本件発電所全体が基準地震動を超える地震動に襲われる危険があるのは当然であるし、基準地震動以下の地震動に襲われた場合でも、使用済み燃料ピット自体が損壊しないと断定する根拠もない。

原決定は、使用済み燃料ピットの損壊という事態も想定してその対策を取るべきであると述べているのであって、極めてまっとうな判断である。

債務者の主張は、使用済燃料ピット水の補給設備さえ耐震性を具備していればそれにより冠水状態が維持されて、使用済燃料ピットの冷却機能が維持されると主張するが、使用済燃料ピット自体が地震によって損壊されるという想定をしていないという批判に応えるものとなっていない。

- (3) 技術基準に関する規則¹ 69条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）

同規則 69条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において、

「発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内

¹ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」

の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならない。

2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならない。」と規定している。

このように新規制基準である技術基準に関する規則においても、「使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合」として規定しており、ピット自体の損壊によって、ピットの冠水状態が維持できず重大事故に至る場合をも想定している。

このような想定は、債務者の、使用済燃料ピット水の補給設備さえ耐震性を具備していればそれにより冠水状態が維持されて、使用済燃料ピットの冷却機能が維持されるという主張とは相容れない。

(4) 使用済ピット自体の損壊の可能性が否定できない

本件仮処分事件においても、繰り返し指摘している通り、新規制基準における基準地震動の策定は極めて甘く、基準地震動を越える地震動に襲われる危険は十分に考慮されなければならない。基準地震動を越える地震が発生した場合には、ピット自体の損壊の恐れが現実化することは明白である。又、基準地震動を前提としても、使用済み燃料ピット自体の損壊が生じることを想定することは、技術基準に関する規則上も求められているのである。

この点、原決定は、使用済み燃料ピットの冷却設備の危険性に関する新規制基準の簡易な扱い（Bクラス）を問題視した上で、「基準地震動により使用済み燃料ピット自体が一部でも損壊し、冷却水が漏れ、減少すること

になった場合には、その減少速度を超える速度で冷却水を注入し続けなければならない必要性に迫られる」(47頁)として、使用済み燃料ピット自体が破損する場合を想定してその対策を取るべきと指摘しているが、福島第一原発事故の教訓を踏まえれば、極めて妥当な指摘である。

第3 避難計画は不合理であり実効的でもない

1 原子力災害対策の枠組み

債務者は、現行法上の原子力災害対策の枠組みを説明する(債務者(14)83～84頁)が、重要なのは、枠組みがあることではなく、その枠組みが住民の被ばくを避けるために合理的で実効的であるかという点である。その点を抜きにした債務者の主張疎明は債権者らの人格権侵害の有無を判断する上では意味がない。債務者は、原発を再稼働させようとしている電力事業者として、現在の原子力災害対策の枠組みが住民の被ばくを避けるために合理的で実効的であるかという点まで債権者らや裁判所に主張疎明すべきである。

原決定が「債務者には、万一の事故発生時の責任は誰が負うのかを明瞭にするとともに、新規制基準を満たせば十分とするだけではなく、その外延を構成する避難計画を含んだ安全確保対策にも意を払う必要があり、その点に不合理な点がないかを相当な根拠資料に基づき主張及び疎明する必要がある」(52～53頁)と述べるのは、まさに、上記の趣旨を指摘しているのであり、誤りはない。

2 原子力災害対策指針(原災指針)の問題

債務者は、避難計画を含むその地域の緊急時における対応が、原災指針等に照らして具体的かつ合理的であることが確認されていると主張する(債務者(14)84～85頁)。

しかし、住民の被ばくを避けるために合理的で実効的であるかという観

点からこの原災指針をみると、不十分なものである。

例えば、現在の、原災指針が改訂される際に示された放射性物質の想定放出量はセシウム137で100テラベクレルとされている。しかし、この100テラベクレルという数字は原子力規制委員会が放射性物質が大量に放出した場合の放出量限度の目標設定値という意味しかない。この100テラベクレルという量は福島第一原発事故の100分の1以下であり、実際の事故と比較しても非常に少ない想定である。そして、この想定をもとに屋内退避の効果などを見積もっている（甲第183号証）。

福島第一原発事故の放出量をもとにして良いかという問題については先に述べたが、少なくとも、放出量を福島第一原発事故の100分の1以下に想定することには何の合理性もない。

債務者は、安倍総理大臣の発言を引用して、政府が責任を持って対処するとしている。しかし、このような原子力災害対策指針を策定する政府が責任を持って対処しようとしているとは言えない。

3 「高浜地域の緊急時対応」（乙第207号証）

債務者は、避難計画に係る国、地方公共団体及び債務者の対応体制、関係者の役割を取りまとめたものとして、「高浜地域の緊急時対応」が作成され、福井エリア地域原子力防災協議会及び原子力防災会議において確認了承されているとか、この「高浜地域の緊急時対応」により関係者の役割が明確にされ、その内容が実効的かつ合理的であることが確認されていると主張する（債務者（14）84～85頁）。

しかし、住民の被ばくを避けるために合理的で実効的なものであるかという観点から見た場合、この「高浜地域の緊急時対応」は次のような欠点がある。

(1) 十分議論して策定されたものであるか

「高浜地域の緊急時対応」を策定するにあたって開催された上記福井

エリア地域原子力防災協議会の回数は1回で、その時間もたった1時間30分であり、十分に議論して策定されたものとはいえない（甲第184号証）。

(2) 複合災害への対応

この緊急時対応が複合災害に対応したものであるか非常に疑問である。

例えば、原発による放射能漏れ事故と地震が同時に起こった場合のことを考えてみる。高浜町の内浦地区の一時集合施設や屋内退避施設となっている旧音海小中学校は、昭和57年建築で、耐震診断は行われておらず、平成21年1月1日の時点で耐震補強工事も行われていなかった（甲第185号証）。また、甲第185号証以外に同施設の耐震性を確認できる資料は見当らなかった。

大規模な地震が発生した場合、この施設が倒壊するおそれもある。例えば、本年4月14日に発生した熊本地震では、本震では建物が倒壊しなかったものの度重なる余震の際に倒壊するおそれがありとして屋内に退避することができず、屋外で暮らす人が数多くいたのは記憶に新しい。同施設も同様に倒壊するおそれがあるとして、屋内退避できなくなる恐れもある。そうなれば、内浦地区の住民の避難は難しくなる。

(3) 復旧作業の問題

また、「高浜地域の緊急時対応」においては、自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策として、避難経路に指定されている国道27号などの直轄国道は国土交通省近畿地方整備局が応急復旧作業を実施し、同じく避難経路に指定されている舞鶴若狭自動車道は高速道路会社（NEXCO）が応急復旧作業を実施するとされている（乙第207号証36頁）。

しかし、この応急復旧作業が短時間の内に終わる保証などどこにもない。熊本地震において損壊した九州自動車道が復旧して開通するのに約

15日間も必要であったことは忘れてはならない。地震により道路が損壊した場合、復旧するのに数日程度はかかることは容易に予想できるが、そうなった場合であっても住民が避難できるかについては「高浜地域の緊急時対応」を見ても確認できない。

(4) 避難経路・避難先

この「高浜地域の緊急時対応」では自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定したとしている。しかし、例えば高浜町民が県内避難先である敦賀市に避難する際に指定される主な経路は、最初から最後まで国道27号を使うか、最初に国道27号を使って途中から舞鶴自動車道を使うか、最初に国道27号を使って、その後府道28号と舞鶴自動車道を使うかである（乙第207号証49～51頁）。最初に通らなければならない国道27号が使えなくなれば避難できなくなる可能性が高い。結局、高浜原発周辺の避難に使える道路というのはかなり限られており、その道路が使えなくなれば自動車による避難ができなくなるという脆弱性がある。

また、避難先は県内避難先（高浜町の場合は敦賀市）と県外避難先（高浜町の場合は宝塚市、三田市等）の2か所あり、複数確保されているように思われる。しかし、避難する立場になって考えてみると、気象条件によっては、複数確保されたとは言い難い場合も出てくる。例えば、原子力発電所から放出された放射性物質は風に乗って運ばれるのだから避難しようとする住民は風下には避難しないだろう。仮に風が高浜原発から敦賀市の方向（西風）に吹いていた場合は、高浜町の住民の多くは敦賀市に避難することを避けるのではないだろうか。そうすると、事実上、避難先は1か所（宝塚市、三田市等）に限られるであろう。

(5) 自動車による避難ができなくなった時の代替策

また、自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応として、

船舶による避難やヘリコプターによる避難をするとある（乙第207号証55頁）が、これらは自然条件によって使えない。例えば、東日本大震災を思い出すと、地震により大規模な津波が発生して港が使えなくなった。同じことが高浜発電所周辺で起これば船舶を使った避難などできなくなる。ヘリコプターは、台風の時には使えないであろう。また、ヘリコプターの輸送能力は限られており、短時間のうちに住民全員を避難させることなどできない。そうなれば、船舶やヘリコプターを使って早期に避難することはできない。

(6) 道路渋滞問題

「高浜地域の緊急時対応」を見ると高浜町の住民が県内避難先である敦賀市に避難する際に指定されている主な道路は、国道27号と舞鶴若狭自動車であるが、どちらも敦賀市内の一部の区域を除いては2車線の道路であり、たいした輸送能力はない（甲第186号証）。これらの道路に高浜町の住民のみならず小浜市や大飯町や若狭町の住民が殺到することになるのだから、必然的に渋滞が発生する。避難にかかる時間は長くなり自動車の中で長時間被ばくする量も多くなる。空気中の放射性物質の濃度が高ければ、健康に影響を与えるほど大量に被ばくすることも考えられる。

(7) 被ばくしながら避難することが前提になっていること

「高浜地域の緊急時対応」は被ばくを避けながら避難することを想定していない。むしろ、被ばくしながら避難することを想定している。これは、住民の被ばくを避けるために合理的で実効的なものであるかという観点からは根本的な問題である。

例えば、UPZ圏内の住民が避難を開始するのは、放射線量が $20 \mu\text{Sv/h}$ 超過した時点で対象地域の住民を1週間程度内に一時移転するとし、さらに $500 \mu\text{Sv/h}$ を超過した時点で1日以内に避難を実施

するとされている（乙第207号証11頁）。すなわち、被ばくしながら避難することが前提になっている。そもそも、いったん原発が制御できなくなり、原発から環境に放射性物質が放出される事態になった場合、その放出量を正確に見積もることは不可能である。事故の規模によっては、短時間の内に500 μ Sv/hを超え、その数十倍、数百倍もの高い数値になることも十分考えられる。そうなれば、避難する際に被ばくする量はさらに多くなり、健康に影響が出ることもある。

(8) 自主避難の問題

「高浜地域の緊急時対応」では、まず、PAZ（予防的防護措置を準備する区域）圏内の住民を避難させて、次にUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）の住民を避難させるという2段階避難を想定している（乙第207号証10～11頁）。しかし、福島第一原発事故を経験した今、原発において事故が発生した場合には、PAZ圏内の住民も、UPZ圏内の住民も、それ以外の地域の住民も避難指示を待たずに、自主的に避難することが予想される。事実上、一斉避難と同様の状態になる。

そうすると、避難にも時間がかかるようになり、特に原発に近い住民ほど避難に時間がかかることになり、事故の規模によっては避難している途中に大量に被ばくすることも考えられる。

4 債権者らが住む自治体の反応

三日月大造滋賀県知事は、本年5月10日の定例記者会見で、熊本地震を踏まえて屋内退避という避難方法について「屋内退避というものの現実性がどうあるのか。これは、私は非常に懐疑的なのですが、留まって欲しい、居て欲しいということにどれだけの方が応じていただけるのか、今回のように連続して余震等が続く中で屋内に留まり得るのか。」などと述べ原発指針の中でも規定されている屋内退避という方法について懐疑的な見方を示している（甲第187号証）。その後、滋賀県は、原子力規制庁に対し

て、同月24日、一連の政府要望の中で副知事が直接政府に対して、地震と原発事故が重なったときに、周辺住民が一時的に自宅などにとどまる屋内退避を前提にした政府の原子力災害対策指針について見直しを求める提言をした（甲第188号証）。

このような、合理性や実効性に疑問がある避難計画及びその前提となる原災指針であっても再稼働が許されるのは、国が避難計画と原発の再稼働を切り離したからである。この点について、原決定が、「地方公共団体個々によるよりは、国家主導での具体的で可視的な避難計画が早急に策定されることが必要であり、この避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれるばかりか・・・そのような基準を策定すべき信義則上の義務が国家には発生している」（52頁）という指摘は、まさにこの不合理性を指摘しているのであって正鵠を射ている。

以 上